

# 18 増築等に関する適用範囲

## 《基本的考え方》

増築、改築等を行う場合において整備が必要な部分を明らかにし、利用者の円滑な利用が可能となるようバリアフリー化整備を進めます。

【凡例】 バリアフリー法同等基準 福まち条例独自基準  
福まち条例独自基準（努力義務）

### 【1】増築等に関する適用範囲（200㎡以上の建築物）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	床面積の合計が200㎡以上の <b>増築等</b> をする場合	法及び条例の対象建築物で、増築等をする場合
増築部分	<b>増築等</b> に係る部分	令第22条 一 当該増築等に係る部分
道等 利用居室	<b>道等</b> から増築等に係る部分にある <b>利用居室</b> までの1以上の経路を構成する廊下等、階段、傾斜路、敷地内の通路、エレベーターその他の昇降機及び出入口	二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
便所	<b>利用者</b> の用に供する便所	三 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所
利用居室 便所	増築等に係る部分にある <b>利用居室</b> （当該部分に <b>利用居室</b> が設けられていないときは、 <b>道等</b> ）から <b>車椅子対応トイレ</b> （ <b>車椅子対応トイレ</b> が設けられていない場合においては、 <b>準車椅子対応トイレ</b> ）までの1以上の経路を構成する廊下等、階段、傾斜路、敷地内の通路、エレベーターその他の昇降機及び出入口	四 第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、 <b>道等</b> ）から車椅子使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
駐車場	<b>利用者</b> の用に供する駐車場	五 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場
駐車場 利用居室	<b>車椅子使用者用駐車施設</b> から増築等に係る部分にある <b>利用居室</b> （当該部分に <b>利用居室</b> が設けられていないときは、 <b>道等</b> ）までの1以上の経路を構成する廊下等、階段、傾斜路、敷地内の通路、エレベーターその他の昇降機及び出入口	六 車椅子使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、 <b>道等</b> ）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

## 《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
増築等	増築、改築、大規模の修繕又は大規模の様式替え（建築物の用途を変更して生活関連施設とすることを含む）	増築又は改築（用途の変更をして法及び条例の対象建築物にすることを含む）
道等	道又は公園、広場その他の空地	-
当該建築物の車寄せ（読み替え）	「18 増築等に関する適用範囲」の経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により「6【2】移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路」に定める基準に適合させることが困難である場合は、「道等」とあるのは「当該建築物の車寄せ」とする	-

利用居室	利用者の用に供する居室	-
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	-
車椅子対応トイレ	「4 便所【1】」で整備した便所	-
準車椅子対応トイレ	「4 便所【2】」で整備した便所	-
車椅子使用者用駐車施設	「7 駐車場」で整備した駐車施設	-
移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路	「6 敷地内の通路【2】」で整備した敷地内の通路	-

### 《解説》

- ・増築等を行う部分と既存の部分の床面積の合計が 500 m<sup>2</sup>以上となる場合に利用者の用に供する便所を設けるときは、車椅子対応トイレを整備する。

### 【2】増築等に関する適用範囲（200 m<sup>2</sup>未満の建築物）

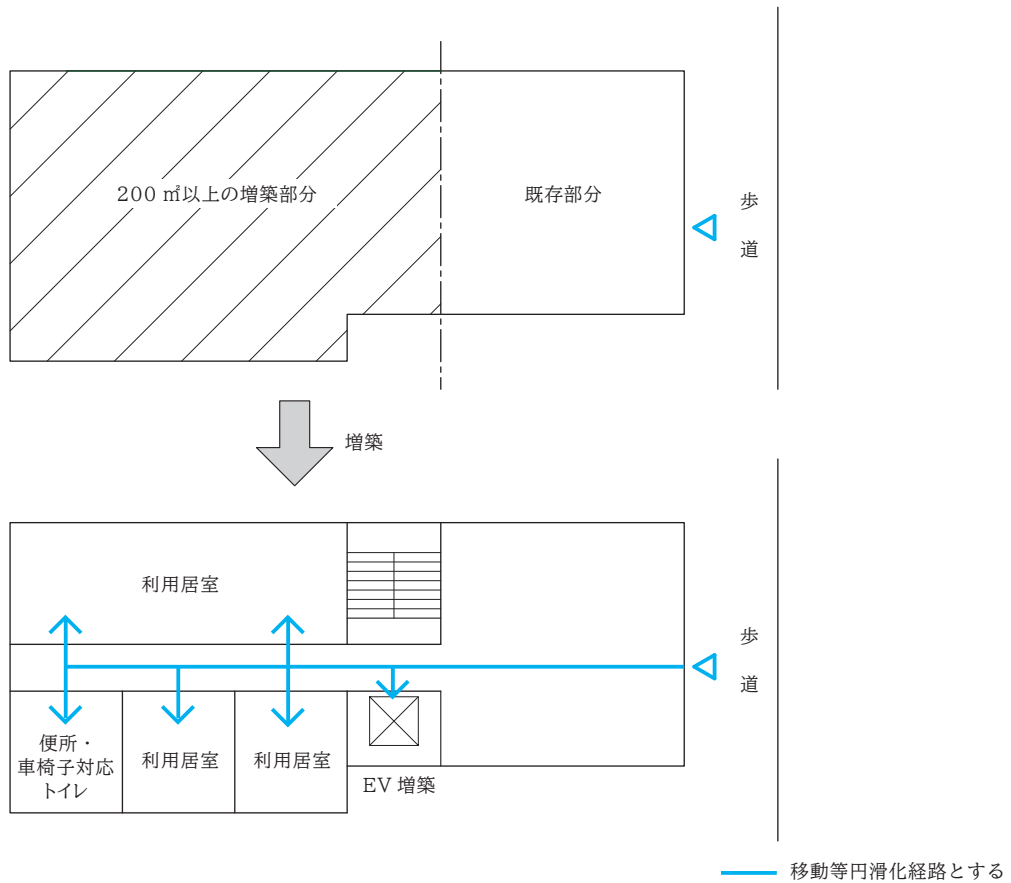
	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	床面積の合計が 200 m <sup>2</sup> 未満の増築等をする場合	法及び条例の対象建築物で、増築等をする場合
増築部分	増築等に係る部分	令第 22 条 — 当該増築等に係る部分

バリアフリー法令は、【1】増築等に関する適用範囲（200 m<sup>2</sup>以上の建築物）に掲げる から の「バリアフリー法令及び埼玉県バリアフリー条例」の欄も適用があるため、留意すること。

### 《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
増築等	増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替え（建築物の用途を変更して生活関連施設とすることを含む）	増築又は改築（用途の変更をして法及び条例の対象建築物にすることを含む）

## 《増築の事例》



## 《用途変更の事例》

